8　第一項第二号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　略］

9　第一項第二号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第二号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　略］

四　第一項第二号イ(2)の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

10　第一項第二号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であって、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

11　第一項第二号ホの理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　略］

12　第一項第二号への中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　略］

［13　略］

様式第三号

［略］

第１［略］

第２【事業の状況】

［１～４　略］

５【重要な契約等】

［第３～第６　略］

（記載上の注意）　［略］

8　第一項第二号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一～三　同上］

9　第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　同上］

三　第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

［イ・ロ　同上］

四　第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

10　第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であつて、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

11　第一項第二号ホに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

［一・二　同上］

12　第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～八　同上］

［13　同上］

様式第三号

［同左］

第１［同左］

第２【事業の状況】

［１～４　同左］

５【経営上の重要な契約等】

［第３～第６　同左］

（記載上の注意）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。